

NWEC 男女共同参画統計ニュースレター

No.13 2013年10月25日

目 次

1 ジェンダー統計をめぐる最近の議論・取組の動き	5 ミレニアム開発目標と「ポスト2015」論議でのジェンダー統計問題と統計
2 2013年参議院選後の国会議員女性割合－IPUデータを用いて	6 次期「統計基本計画」(平成 26～30 年)にジェンダー統計視角の徹底を。11 月のパブリックコメント募集に積極的に意見提出を
3 地方公共団体の男女共同参画統計活動(市区編) ⑫松山市	
4 地方公共団体の男女共同参画統計活動(都道府県編) ⑬神奈川県	7 男女共同参画統計関係行事日程表

1 ジェンダー統計をめぐる最近の議論・取組の動き

内閣府男女共同参画局調査課 三上明輝

経済成長の原動力として女性の活躍に注目が集まる中、内閣府その他の関係府省においてジェンダー統計に係る新たな議論・取組が行われている。ここでは、公的統計の整備に関する基本計画の改定に向けた統計委員会における議論、内閣府(男女共同参画局)の取組等を紹介することとしたい。(以下、年表記は全体を通じて「平成」に統一していること、意見・評価にわたる部分は筆者の個人的見解であることをお断りする。)

1. ジェンダー統計を取り巻く国内外の動き

第3次男女共同参画基本計画(22年12月17日・閣議決定)には、男女共同参画社会形成のための基礎的な条件整備の一つとして、「調査や統計における男女別等統計(ジェンダー統計)の充実」が掲げられ、起業、農山漁村、障害者、女性に対する暴力等に係る個別の取組としても男女別データを把握・充実すべきことが盛り込まれている。

基本計画の実施状況は男女共同参画会議監視専門調査会において適宜審議が行われている。24年7月に同専門調査会が取りまとめた意見の中では、統計における男女別データの整備、政策のPDCA サイクルに男女共同参画の視点を取り入れるための取組の必要性等があらためて指摘され、同意見を受けた男女共同参画会議(議長:内閣官房長官。関係閣僚及び民間有機者で構成)は、それらの取組を含む関係施策の一層の推進を政府に求める旨を決定した(24年8月)。

さらに、安倍内閣では、基本計画に盛り込まれた各種取組の推進に加え、「女性の活躍推進」を成長戦略の中核に位置付けて強力に取り組む一方、政策の効果と質を高めつつ、効果の高い施策に重点的に資源を配分する観点から、実効性あるPDCA サイクルの確立、エビデンスに基づく政

策評価、そのために必要な統計整備に取り組む等の方針を打ち出し*、前述の動きと相まって男女が置かれた状況を客観的に把握するための統計への関心が一層高まっている。

* 「日本再興戦略 -Japan is back-」及び「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」。

いずれも
25年6月14日・閣議決定。

他方、本ニュースレターでも度々紹介されているとおり、ジェンダー統計をめぐるのは、近年、国連やOECDといった国際機関においても議論・取組が特に活発に行われている。国連統計委員会及び国連統計部では、ジェンダー統計プログラム（18年～）、プログラムレビュー（23年）、ジェンダー統計マニュアルの策定（25年）等に相次いで取り組んできているほか、2007年からほぼ隔年でジェンダー統計グローバルフォーラムが開催され、これに並行して機関間専門家会合（IAEG-GS）でも議論が深められている。OECDでも、経済成長の新たな源を探るべく22年にジェンダーイニシアティブを発足させ、昨年その一環としてジェンダーデータポータルを開設したのに続き、25年5月の閣僚理事会勧告にはジェンダーに敏感な（gender-sensitive）データや指標の収集・作成・展開を確保すること等が盛り込まれるなど、積極的な取組を進めている。

2. ジェンダー統計をめぐる政府の最近の取組等

（1）「公的統計の整備に関する基本計画」の改定に向けた議論

我が国の公的統計の整備は、統計法に基づき策定される「公的統計の整備に関する基本計画」に沿って行われており、21年3月に閣議された現行計画は、21年度から25年度までを計画期間としている。男女共同参画との関わりでは「少子高齢化等の進展やワークライフバランス等に対応した統計の整備」に係る個別の取組が盛り込まれているものの、基本的な視点又は具体的な取組としてのジェンダー統計（男女別等統計）への言及は見当たらない。

現行計画が最終年度を迎えたことを踏まえて、統計委員会（委員長：樋口美雄慶応大学教授）では、25年5月、次期計画の策定に向けて基本的な考え方を整理するための審議に着手した。この過程において、内閣府は、統計委員会基本計画部会第2ワーキンググループのヒアリングに応じ、1. で述べたような最近の政策的動向・要請、国際社会での議論・取組等を紹介しつつ、ジェンダー統計に係る基本的な考え方や取組が第3次男女共同参画基本計画とも関連性を保った形で公的統計の整備に関する基本計画の中に反映されることが適当と考える旨意見を表明した。委員からはジェンダー統計の考え方を次期計画に取り込むことを指示するコメントが相次いだ。

統計委員会は、10月9日、次期計画に関する基本的な考え方を含む「平成24年度法施行状況に関する審議結果」を取りまとめた。ジェンダー統計については、取組全般の横断的な方針としての性格を持つ「施策展開に当たっての基本的な視点」の中で明示的に言及され、関連施策を推進する際に重点を置くべき視点の一つに位置付けられた。

総務省においては、現在、統計委員会の上記意見を基に、具体的施策、実施時期等の明確化を図るなどして統計委員会に諮る計画の案を作成中で、今後、同委員会での審議、パブリックコメント等の手続きを経て、年度内に次期計画が決定される見通しとなっている。

* 統計委員会が取りまとめた意見、内閣府の説明資料等は、統計委員会ホームページで閲覧できる。

（2）障害者基本計画（第3次）への反映

本ニュースレター第10号及び第11号でも取り上げられていた障害者ジェンダー統計に関し、9月26日に閣議決定された「障害者基本計画」（第3次）（計画期間：25年度～29年度）に「障害者施策の適切な企画、実施、評価及び見直し（PDCA）の観点から、障害者の性別、年齢、障害種別等の観点に留意し、情報・データの充実を図るとともに、適切な情報・データの収集・評価の在り方等を検討する」旨が盛り込まれた。

23年に改正された障害者基本法は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策が障害者の性別等に応じて策定・実施されなければならない旨を明記しており（第10条）、今般の基本計画に盛り込まれた上記内容は基本法のそうした要請を具体化するための取組となっている。現在は男女別データの整備が十分といえない統計においても、今後改善が進むことが期待される。

（３）総務省統計研修所特別講座「政策と統計」への組み込み

総務省統計研修所では、政策立案、行政評価に必要とされる統計の基礎知識と理論、データ解析手法の習得を目的として、24年度から特別講座「政策と統計」（4日間）を開設している。

総務省統計研修所の理解と協力を得て、今年度の同研修課程（11月18日～21日）に講義科目「政策と男女別等統計」（1コマ70分）が新たに設けられたことから、内閣府では、前述したような最近の政策の動向、ジェンダー統計をめぐる国内外の議論・取組等を紹介しつつ、統計の作成・利用における男女別等統計の活用可能性や留意点等への理解を深めたいと考えている。

同課程を受講する国や地方公共団体の職員がジェンダー統計をめぐる今日的な政策的ニーズ、国内外の動向等への理解を深め、統計を「使う側」・「作る側」それぞれの立場で、講義を通じて得た“気づき”を実践に移してもらうことを期待している。内閣府としても、研修参加者からのフィードバックも参考にしながら、講義内容の一層の充実・改善を図っていくこととしたい。

3. 今後に向けて

ジェンダー統計については、従来ともすれば男女共同参画推進サイドと統計作成サイドの認識に温度差が感じられる課題であったが、今般、統計委員会における審議を通じて、政府横断的な方針としてジェンダー統計が取り上げられ、統計作成の現場に必要な取組が推進される方向付けがなされたことは、今後に向けた大きな一歩になるものと期待される。また、今回紹介した障害者基本計画のように、特定の政策分野における基本的な施策を定める計画の中に、エビデンスベースの政策立案、効果的なPDCAの確立の観点から、性別データの整備・充実に係る取組が位置づけられることもジェンダー統計全体の底上げにつながっていくものと考えられる。

内閣府としても、男女共同参画基本計画に盛り込まれている関連の取組が着実に推進されるよう引き続き関係府省に働きかけるとともに、自らも統計研修のような機会を積極的に開拓してジェンダー統計に関する理解が深まるようその先頭に立ちつつ、国際社会における今後の議論やSIAP（国連東アジア太平洋統計研修所）等を通じた人材育成にも貢献していくこととしたい。

2 2013年参議院選後の国会議員女性割合－IPUデータを用いて

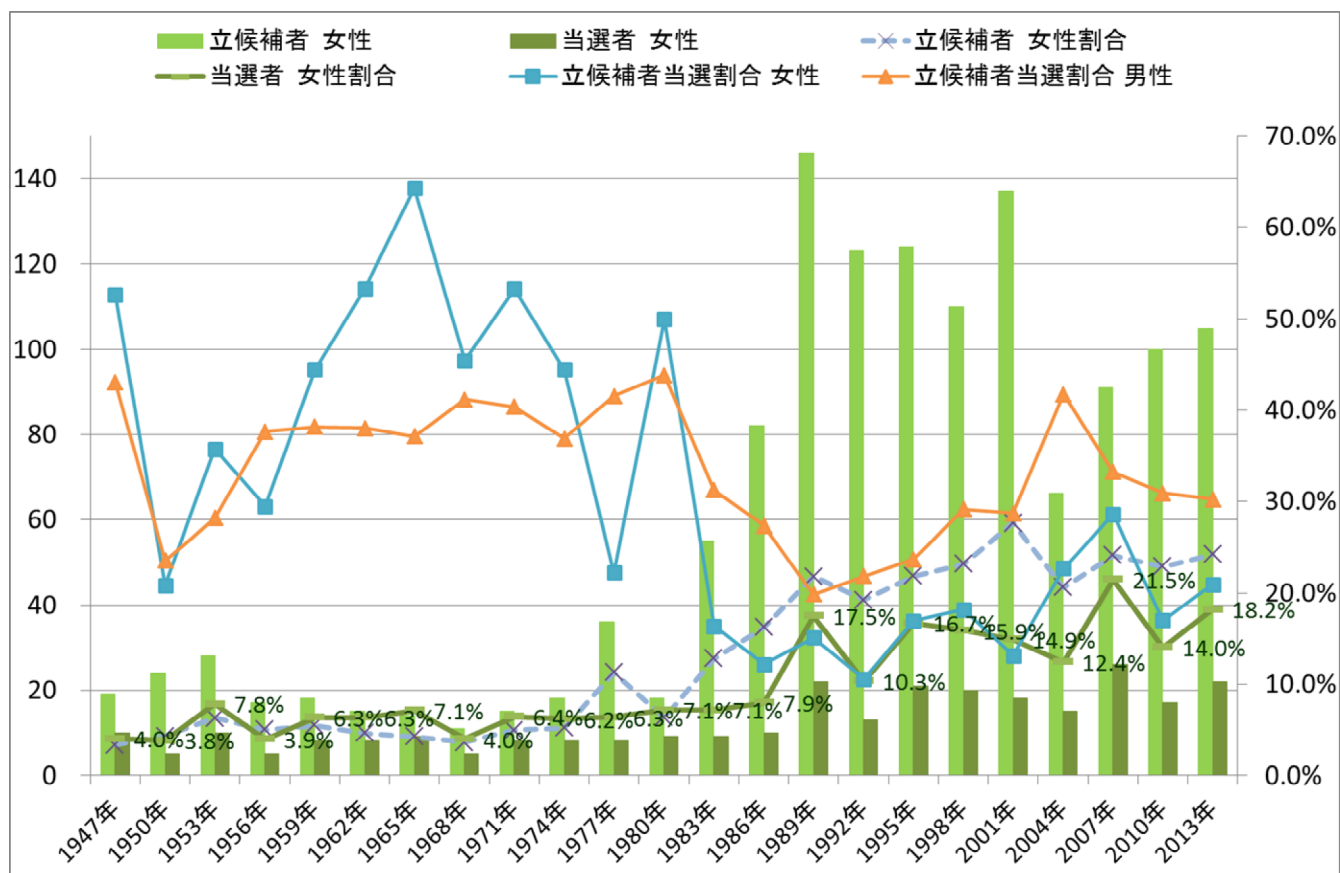
独立行政法人国立女性教育会館研究員 渡辺美穂

今年7月に行われた第23回参議院通常選挙では、自民党が、3年前の第22回参議院選挙にも増して議席数を増やし、昨年12月に行われた第46回衆議院議員選挙と今回の選挙により、衆参両院で単独過半数議席を獲得した。参議院議員の任期は6年で、3年毎に半数が改選される。今回の参議院選挙では、改選定数121席（選挙区73、比例代表48）に対して、女性105人（前回比5人増）、男性328人が立候補した（女性割合24.2%）。そのうち、当選した女性は22人（同5人増）、男性99人（当選者に占める女性割合18.2%）である。選挙方式別に見ると、選挙区73議席中女性は11人（女性割合15.1%）、比例代表区48名中女性は11人（女性割合22.9%）であった。

下図に示すように、立候補者に占める当選者の割合は、女性が21.0%で男性30.2%に比べて低い傾向が近年続いている。ただし、比例代表では女性立候補者に占める当選者割合は32.4%であり、男性の28.9%を上回ることとなったのは、1995年の第17回選挙以来である。非改選議席の女性数17人（女性割合14%）と合わせると、選挙後の参議院女性議員数は全39人、女性割合16.1%となった。

この結果を、ニュースレター第11号でも紹介した、列国議会同盟（IPU: Inter-Parliamentary Union）のウェブサイト「国会における女性」の世界各国議会の女性議員割合と比較すると次の通りである。

図 参議院議員通常選挙の立候補者・当選者の女性割合及び立候補者に占める男女当選者割合
単位（人、％）



出所：総務省「参議院議員通常選挙結果調」

同サイトでは、世界各国議会における上下院の女性議員割合ランクの毎月1日付の数字を、下院もしくは一院に基づいた各国議会の女性議員数と割合、およびそれに基づく順位表によって公表している。日本の場合は衆議院議員の女性割合に基づいており、2013年9月1日付公表資料では8.1%、世界159位であった（11号でも説明したように、同サイトでは同数値に同順位（x）を付与し、その次にあたる国をx+1位としているが、ここでは同順位が2カ国存在する場合には、次の国をx+2位とする）。

今回の参議院議員結果を踏まえ、世界の両院の女性議員総数・割合として見ると、日本の女性議員総数722人中女性議員は78人（女性割合は10.8%）となり、総合ランキングでは、世界149位である。

表 列国議会同盟（IPU: Inter-Parliamentary Union）ウェブサイト上下院順位表（１～20 位と日本）

上下院総合ランク	下院ランク	国	下院総議席	下院女性議席数	女性割合	上院議席数	上院女性議席数	女性割合	全上下議席	女性上下議席数	全議席女性割合
1	1	ルワンダ	80	45	56.3%	26	10	38.5%	106	55	51.9%
2	2	アンドラ	28	14	50.0%	---	---	---	28	14	50.0%
3	3	キューバ	612	299	48.9%	---	---	---	612	299	48.9%
4	4	スウェーデン	349	156	44.7%	---	---	---	349	156	44.7%
5	5	セーシェル	32	14	43.8%	---	---	---	32	14	43.8%
6	6	セネガル	150	64	42.7%	---	---	---	150	64	42.7%
7	7	フィンランド	200	85	42.5%	---	---	---	200	85	42.5%
8	8	南アフリカ	400	169	42.3%	53	17	32.1%	453	186	41.1%
9	9	ニカラグア	92	37	40.2%	---	---	---	92	37	40.2%
10	10	アイスランド	63	25	39.7%	---	---	---	63	25	39.7%
11	11	ノルウェー	169	67	39.6%	---	---	---	169	67	39.6%
12	12	モザンビーク	250	98	39.2%	---	---	---	250	98	39.2%
13	13	デンマーク	179	70	39.1%	---	---	---	179	70	39.1%
14	18	ベルギー	150	57	38.0%	71	29	40.8%	221	86	38.9%
15	14	エクアドル	137	53	38.7%	---	---	---	137	53	38.7%
16	16	コスタリカ	57	22	38.6%	---	---	---	57	22	38.6%
17	17	東ティモール	65	25	38.5%	---	---	---	65	25	38.5%
18	15	オランダ	150	58	38.7%	75	27	36.0%	225	85	37.8%
19	19	アルゼンチン	257	96	37.4%	72	28	38.9%	329	124	37.7%
20	22	タンザニア	350	126	36.0%	---	---	---	350	126	36.0%
149	159	日本	480	39	8.1%	242	39	16.1%	722	78	10.8%

出所：IPU ウェブサイト（2013 年 9 月 1 日付公表資料）

3 地方公共団体の男女共同参画統計活動（市区編） ⑫松山市

『男性にとっても 生きやすい社会づくりをめざして：男性の市民意識調査報告書』
松山市男女共同参画推進センター・コムズ 松岡美江

1. 調査の目的

国の『第3次男女共同参画基本計画』において改めて強調されている視点として、「男性にとっての男女共同参画」があります。そこで、松山市におきましても、『第2次松山市男女共同参画基本計画』において、施策の方向性の中に「男性にとっての男女共同参画」を盛り込み、男性に対する働きかけに力を入れることとしました。

そのような中、松山市の男性の生活や意識の実態を探り、男性にとっての男女共同参画事業の方向性を見出すべく、男性を対象としたアンケート調査を実施したものです。

2. 調査の設計

- (1) 対象 松山市在住の20歳から60歳代までの男性4,000人
- (2) 実施時期 平成24年2月
- (3) 有効回収数 816件（有効回収率20.4%）

3. 調査票作成にあたっての留意点

全国データと比較検討した松山市の男性の実態把握のため、内閣府男女共同参画局が平成23年

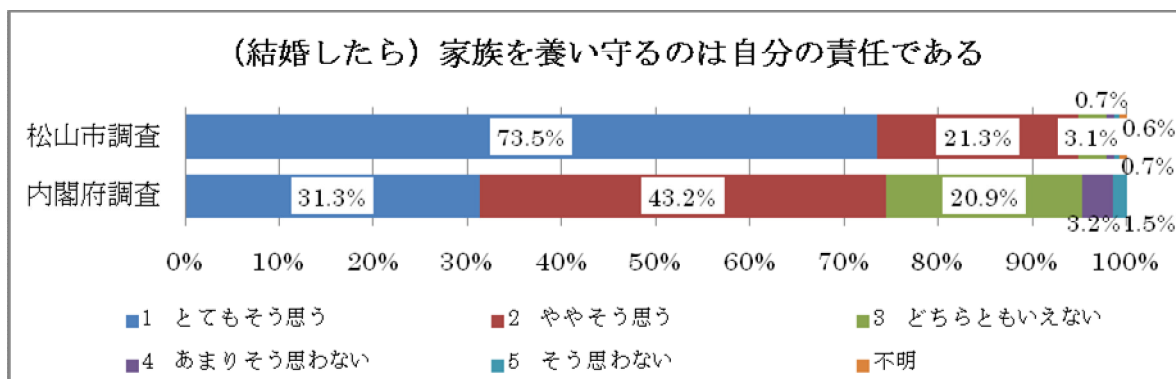
11 月に実施した『男性にとっての男女共同参画』に関する意識調査」と同じ設問を取り入れました。

4. 調査の結果から

(1) 松山市の男性は性別役割分担意識が強い

「(結婚したら) 家族を養い守るのは、自分の責任である」と思うか尋ねたところ、「とてもそう思う」「ややそう思う」と回答した人は合わせて 94.8% に及んでいます。

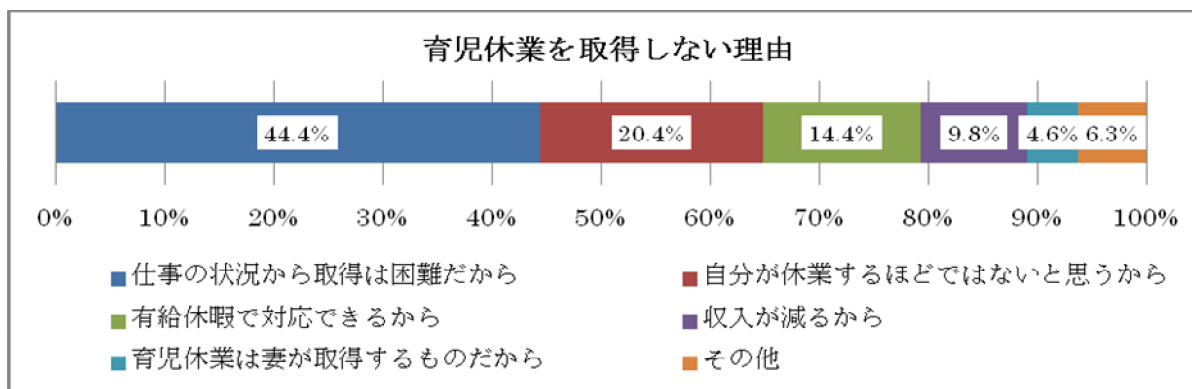
内閣府が実施した調査では 74.5% です。松山市では、男性の家族に対する責任意識がかなり強いといえます。



(2) 育児休業を取得することへの抵抗感が強い

これから子どもが生まれるとしたら育児休業を取得したいかを尋ねたところ、「取得したい」は 34.2%、「取得しない」は 43.9%と、「取得しない」という人の方が多いとの結果になりました。

その理由を尋ねたところ、「取得しない」理由は「仕事の状況から取得は困難」と回答した人が最も多く 44.4%、一方、「取得したい」と思った理由は、「子育てにかかわりたいから」が 49.5%、「妻を助けたいから」が 46.8%でした。



(3) 若い世代ほど性別役割分担意識が薄れている

若い世代ほど家事・育児への参画が進み、自分の親の介護を妻に期待する割合も低くなるなど性別役割分担意識が薄れてきていることが、複数の設問から明らかとなりました。

5. 本報告書の活用と今後の予定について

報告書の中から、男性の意識や実態がよくわかる集計結果を抜粋した概要版（フルカラー、8 頁）を作成し、主催事業の参加者に配布し、より多くの市民に松山市の男性の意識や実態を伝えていきます。

本報告書と概要版は、ホームページの「情報広場」の中の「調査研究事業」からダウンロードできますので、ぜひご覧ください。

URL: <http://www.coms.or.jp/index2.htm>

4 地方公共団体の男女共同参画統計活動（都道府県編） ⑬神奈川県

『かながわの女性と男性のデータブックー男女共同参画の視点からー』

神奈川県立かながわ女性センター研究情報課 小川恵美

かながわ女性センターは、男女共同参画社会の実現を推進する県域の拠点施設として、人材育成、調査研究、総合相談などの事業に取り組んでおり、昨年（平成 24 年）開館 30 周年を迎えました。

当センターの調査研究事業として、2006 年 3 月に男女共同参画をより一層進めるための一助となるよう、統計の面から本県の女性と男性の状況を比較・分析した同タイトルの「かながわの女性と男性のデータブックー男女共同参画の視点からー」を発行いたしました。発行から 7 年が経過したことや「かながわ男女共同参画推進プラン」が改定されたことから、最新の統計数値や新たに統計指標等の見直しを行い、あらためて当冊子を作成いたしました。

1. 構成

当冊子は、神奈川県統計センター発行の「統計指標でみる神奈川（時系列編）」（平成 22 年 7 月）などの各種統計データにより、男女共同参画の視点から重要と思われる、次の 7 つの分野で構成されており、全体で 232 項目について掲載しています。

- | | | | |
|------------|------------|-------------|------|
| ① 人口と世帯 | ② 労働 | ③ 生活時間・生活行動 | ④ 教育 |
| ⑤ 医療・保育・健康 | ⑥ 安全・犯罪と暴力 | ⑦ 意思決定と意識 | |

2. 作成にあたって

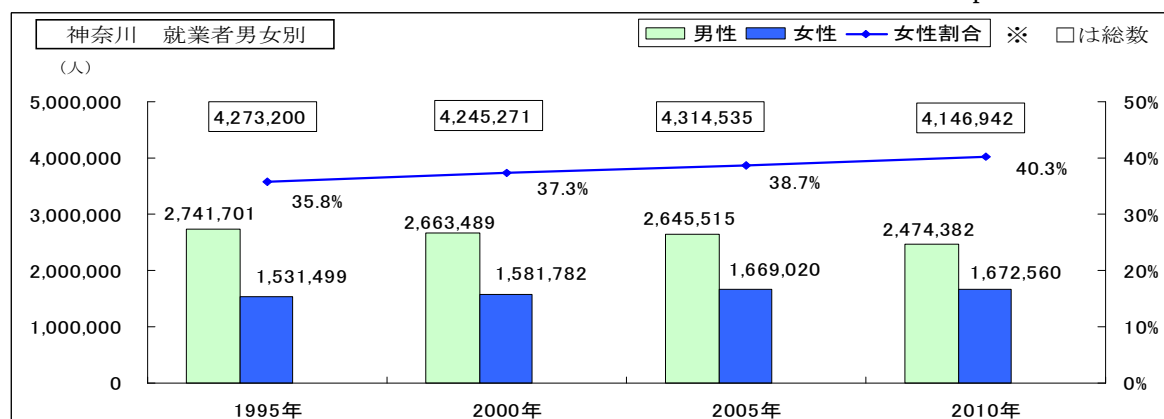
当冊子の作成にあたっては、統計データからみた本県の女性と男性の状況を把握し、わかりやすく提供する、ということを中心にしました。そのため、紙面構成において、次のような点を工夫しています。

- 各分野のトップページを使って、取り上げたデータの概要や特徴を整理し、それぞれの分野の全体像がわかるように掲載しました。
- 分野ごとに神奈川県の女性と男性の状況を示す統計データを選択し、項目ごとに図表を作成して、その解説を行いました（図 1 及び図 2 参照）。

その際、各ページとも、見開きの右側に図表を掲載し、左側にその解説を掲載するという形式に統一しています。

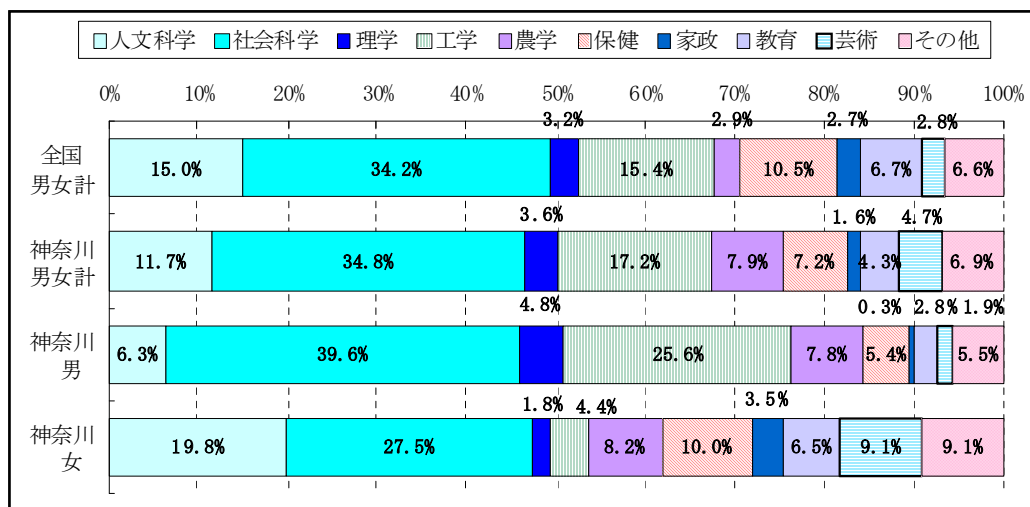
図 1 男女別全産業の就業者数（神奈川県）

（※当冊子 p.31 掲載）



[平成 22 年国勢調査]より作成

図2 男女別学科系統別学生数の割合（2011年度神奈川県と全国（※当冊子 p.57 掲載）



[神奈川県学校基本調査]より作成

○巻末には、「主な統計等」として、各分野の主要な統計調査について、それぞれの実施機関や調査内容等を掲載し、参考資料としてまとめました。

○統計データに興味を持っていただくために、分野ごとにクイズ形式の問題も掲載しています（例1、例2参照）。なお、解答には簡単な解説も記載しました。

<例1>

問 2010年10月1日現在、神奈川県の65歳以上の男女のうち、一人暮らし（単独世帯）は男女それぞれ何%でしょうか？

- ①約5% ②約12% ③約21%

⇒ 正解は、女性③約21% 男性②約12%

<例2>

問 2011年度調査によると、神奈川県民で15歳以上の有業者女性の平日家事労働時間は156分（2時間36分）です。では、6歳未満の子がいる世帯で夫婦共働きの妻の平日家事労働時間は次のうちどれでしょうか？

- ①255分（4時間15分） ②388分（6時間28分） ③577分（9時間37分）

⇒ 正解は、②388分

3. 活用方法

当冊子は、男女共同参画の状況を客観的に示す資料として、本県の施策を推進する際の参考資料とするほか、県民の皆さんに男女共同参画を考える際の資料としてご活用いただけるよう、県内図書館等で閲覧しています。また、かながわ女性センターのホームページに全文のPDFデータを掲載していますので、ぜひご覧ください。

URL: <http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f480214/p2533.html>

5 ミレニアム開発目標と「ポスト 2015」論議でのジェンダー問題と統計

編集委員会

2000 年のサミットで世界共同の目標として「ミレニアム開発目標（MDGs：Millennium Development Goals）」が定められた。MDGs は 1990 年代に人口、貧困、女性等に関して開催された国連諸会議の方向や目標をしばりこんで、8つの分野（①極度の貧困と飢餓の撲滅、②普遍的な初等教育の達成、③ジェンダー平等の推進と女性の地位向上、④乳幼児死亡率の削減、⑤妊産婦の健康状態の改善、⑥HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止、⑦環境の持続可能性を確保、⑧開発のための世界的協力の推進）について 21 の具体的なターゲットと 60 の指標を設定して、多くの項目の目標年を 2015 年とした。現在、MDGs の目標達成状況をふりかえり、2015 年以降の開発計画に関する論議が「ポスト 2015」として開始されている。以下、MDGs の達成状況とポスト 2015 論議の進行を、ジェンダー問題・ジェンダー統計と関連させて説明する。

1. ミレニアム開発目標（MDGs）の達成状況

毎年の『MDGs 報告書』が達成状況を伝えている。最新のものは 2013 年版（60 ページ）である。これをふまえて UN Women がウェブサイトの小論「MDGs 報告書 2013 年版のジェンダーの次元」を載せている。前書きの次に 8 つの目標毎に、ターゲット、目下の状況、UN Women の努力、現場事例、を要約している。これに沿うことにする。前書き的部分は以下である。

「13 年以上前のその採択以来、8 つの MDG の多くに対応して、すべての保健分野や教育、および極度の貧困を半分にすると目の見える改善をふくめて、大きな基本的前進があった。しかし、特に女性や少女について前進は平等ではなく、多くの分野は十分というには程遠い。2013 年 7 月 1 日に国連事務総長 Ban Ki-moon が発表した『MDGs 報告書 2013 年版』によれば、援助手段はあるのに、世界中で余りにも多くの女性がいまだに出産時に死亡している。地方では、熟練した医療職員が立ち会う出産は 53%に過ぎない。開発途上地域では、資金的保証や社会的配分がわずかしかないうちに、農場や自営業で家族従業者として働く女性が男性よりも多い傾向にある。またこの報告書によれば、女性の生活に影響する意思決定の場では、女性の発言を否定する、ジェンダーに基づく執拗な不平等が継続している。」

8 分野のすべてが女性に関わるが、ここでは①、③、④、⑤の【目下の状況】部分だけを抜粋する。

①極度の貧困と飢餓の撲滅：『MDGs 報告書 2013 年版』によれば、世界は目標年の 5 年前に貧困削減ターゲットに達した。途上国地域では 1 日 1.25 ドル以下で生活する人は、1990 年の 47%から 2010 年の 22%に減った。極度の貧困もすべての地域で減少した。しかし、就業におけるジェンダー格差は継続しており、2012 年の人口対就業者割合で女性と男性には 24.8%の差がある。

③ジェンダー平等の推進と女性の地位向上：世界の就学におけるジェンダー平等は初等教育レベルでは達成間近である。しかし、教育の全てのレベルで目標を達成したのは 130 カ国中 2 カ国にすぎない。世界全体で、非農業部門の賃金雇用職の 100 のうち 40 は女性が占めている。しかし、女性は学歴やスキルを考慮してもなお、男性に比べて不平等な基準で労働市場に入っている。2013 年 1 月 31 日に、女性議員の平均割合は世界全体で 20%を超えた。議会で平等な領域に到達するには、過去 15 年間のペースではほぼ 40 年かかるだろう。

④乳幼児死亡率の削減：世界全体で 5 歳未満児の死亡率は 1990 年の生児出生 1,000 あたり 87 から 2012 年の 48 へと 41%低下した。この大きな達成にもかかわらず、乳幼児死亡を 3 分の 2 減らすという 2015 年の目標を達成するには、さらに早い前進が必要である。

⑤妊産婦の健康状態の改善：世界的に妊産婦死亡率は 1990 年の 100,000 人の生児出生あたり 400 の妊産婦死亡から 2010 年の 210 へと、20 年間で 47%低下した。すべての地域で前進があったが、4 分の 3 を減らすという MDGs のターゲットに見合うには、介入の強化が求められる。

以上が UN Women の要約の一部である。以上にみる目標の達成もしくは達成に近いと言う把握

は、一定の前進として評価することができるが、次の 2.2 で照会する UN Women 報告が指摘するように、MDGs の限界をふくめて残されている問題が多いことに留意するべきである。

2. ポスト 2015 論議でのジェンダー統計

2.1 ポスト 2015 論議

MDGs 後の開発計画、すなわちポスト 2015 へ向けての検討は、2000 年 9 月の MDGs サミットで提起され、以後、世界中の民間を含む諸機関・グループが論議を開始する。国連開発グループ（UN Development Group）が世界と各国機関との協議をはじめ、国連事務総長が国連システム・タスク・チームとハイレベル・パネルを設置した。タスクチームとパネルは 2013 年にそれぞれ報告書を出し、これと並行して 2012 年 6 月 20-22 日にブエノスアイレスで、各国首脳や市民団体が参加する国連持続可能な開発会議が開催されて、報告書『われわれが望む未来』（国連文書 A/RES/66/288—技術的理由で 2013 年 1 月 17 日に再発行）がまとめられた。

2.2 MDGs の限界や問題点—UN Women 報告の指摘

UN Women の 2013 年 7 月の報告書『ジェンダー平等、女性の権利とエンパワーメントの達成に関する変革力ある単独の目標：必要と主な構成部分』は、ジェンダー視角を備え、MDGs の成果を厳しく吟味し、ポスト 2015 の開発目標に向けて注目すべき論議を、統計をふくめて展開している。その序は以下を指摘している【番号区分()は NL の編集委員会が挿入】。

(1) MDGs のレビューは混合した像を描く。(極度の貧困の削減、教育や安全な飲料水へのアクセスの改善をふくむ) ある分野での成功と、(例えば、飢餓や妊産婦死亡の減少や下水へのアクセスの改善)などの他の分野でのわずかな前進。(2) これは、求める結果を達成するために必要な政策への注目の欠如、あるいは取り組むべき構造的問題による。(3) MDGs の枠組み内には明確には取りあげられていない問題がある。例えば、不平等問題への注目の不十分、限界的グループの相対的ネグレクト、そして社会的・経済的不平等への少ない注目が、不均等の拡大をもたらした。(4) MDGs のターゲットや指標は、ミレニアム宣言で描かれたより広い諸原則と連携しておらず、深刻な空白あるいは狭い—すなわち、統計的には便利—な人間開発の尺度を作りだした。目標 3 のジェンダー平等と女性のエンパワーメントが明確な例である。ここでは、重要ではあるが教育だけをターゲットにしており、広い目標達成にとっては不十分である。これによって除外された分野には、女性に対する暴力、性別賃金格差、無償のケア労働の性別に不均等な分担、広い範囲の女性と若い少女の性的、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ、女性の限られた資産と所有権、民間と公的部門の全レベルでの不均等な参加、のような圧倒的なジェンダーによる差別、がある。(5) 継続的な世界的恐慌は(国内と国間との両方で)脆弱性と不平等をもたらした経済モデルの短所をあらわした。(6) 包含的開発、社会正義をふくむ良いガバナンス、平等や民主主義への要求がある。社会的不正、不平等、排除や周辺化が紛争や戦争の引き金になる。MDGs には暴力的紛争や国家の脆弱性への注目が欠けていた。(7) MDGs を何で置き換えるかのすべての論議で、ジェンダー平等、女性の権利、女性のエンパワーメントを達成する必要がある中心に置かれるべきである。(8) これらを考慮してリオ会議は新しい持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）のセットを求め、どの枠組みであろうとジェンダー平等、女性の権利と女性のエンパワーメントを反映するべきとした。国連開発グループは、変革的なポスト 2015 年の開発枠組みと SDGs において、変革的な独立のジェンダー平等目標が中核的要素になるべきとした。

以上が UN Women の報告書の指摘である。この NL の編集委員会からも MDGs に対する注意点を付け加えると、MDGs には、選択した目標や指標の妥当性、出発点での数値目標が低くなかったか、また進捗状態を平均的傾向でしか見ていないという留意点・限界がある。例えば、目標 1 の貧困と飢餓の撲滅では、貧困者数の半減があった目標であったが、貧困者総数の減少は中国での改善によるところが大きく、サハラ以南アフリカでは 8 %減ったにすぎない。世銀の予測では 2015 年になお総計 9.7 億人が極度の貧困にあるという。さらに女性と若者を含むディーセントな就業というターゲットの 2 番目は、先進国をふくめて逆行すらしている。

2.3 提案されているターゲットと指標

この報告書は、以上の見地から、ジェンダーに関して3つのターゲット分野をふくむ包括的目標を提案している。日本でもジェンダー統計の充実への参考になるので、表に整理して紹介する。

構成	ターゲット	指標
暴力からの自由	女性と少女に対する暴力を防ぎ対応する	●現在あるいは以前の近しいパートナーから過去12か月間に性的及び/または身体的暴力を受けたパートナーを有した女性の全体的および年齢別、頻度別割合、●現在あるいは以前の近しいパートナーから生涯に性的及び/または身体的暴力を受けたパートナーを有した女性の全体的および年齢別の頻度別割合、●女性性器削除や他の伝統的有害な実践の割合、●18歳前に結婚あるいは一緒になった20-24歳の女性。
	女性と少女に対する暴力を大目に見、正当化する感覚、態度と行為を変える	●男性がその妻を殴ることは決して正当化出来ないと考える人の性別割合、●女性はどうような状況においても、その夫との性交渉を拒絶できると考える人の性別割合。
	女性と少女の安全、支援業務と正義を保証する	●過去12か月間に性的及び/または身体的暴力を受けた15歳以上の女性で司法システムに報告した割合、●生活している地域で夜の1人歩きを安全と感じている人の性別割合、●女性に対する暴力の防止と対応に当てられる国家予算の割合、●(裁判官と警察官をふくめて)法執行の専門官である女性割合。
ケイパビリティと資源	女性の貧困を根絶する	●自ら所得を得ている人の性別割合、●住居所有の性別割合、●低栄養者の性別割合、●65歳以上の性別老齢年金受給者の割合。
	女性のディーセントワークを促進する	●脆弱な就業への性別就業者割合、●性別賃金格差、●性別低賃金労働者割合。
	生産的資産への女性のアクセスとコントロールを打ち立てる	●性別の成人土地所有者割合、●性別の(マイクロ金融以外の)制度的金融へのアクセスを持つ人口割合。
	女性の時間負担を減らす	●無償の家事労働に費やした性別週平均時間数、●しっかりした育児施設に入所している初等学校以前の児童の割合。
	女性と少女に対する教育と技能を促進する	●性別中等教育への進学割合、●性別中等教育修了割合、●高等レベルでの科学、製造および建設の卒業者割合、●インターネットの性別使用者割合。
	女性と少女の健康を促進する	●下気道感染症、●性別のHIV/AIDSを持って生活している15-49歳人口の割合、●性別、5歳未満死亡率。
	妊産婦死亡を減らし、女性と少女の性的、リプロダクティブ・ヘルスとリプロダクティブ・ライツを保証する	●妊産婦死亡率、●10万人当たり利用可能な緊急産科ケア施設、●家族計画ニーズの非充足、●熟練した保健職員立会の出産割合、●初産時の母親年齢。
	エネルギーへの女性の持続的アクセスを保証する	●都市/地方別固形料理用燃料使用世帯割合、●都市/地方別電気へのアクセスを持つ世帯割合、●性別の薪収集に費やす週平均時間。
声、リーダーシップと参加	世帯での平等な意思決定を促進する	●高額の購入に関する世帯の意思決定で発言できる女性割合、●自分たちの健康への世帯の意思決定で発言できる女性割合、●親戚訪問に関する世帯の意思決定で発言できる女性の割合、●世帯での意思決定は男女両方で行われることが重要と考える人の性別割合。
	公的機関への参加を促進する。	●国会での女性議員割合、●地方政府での女性議員割合、●基本的国籍確認文書を持つ性別割合、●出生届の性別カバレッジ、●紛争防止に関わる関連地域機関で意思決定役の女性割合。
	民間部門での女性のリーダーシップを促進する	●会社役員会での女性割合、●企業の管理的地位にある女性割合、●女性のメディア専門職割合。
	女性の集団的行動を強化する	●市民制度の女性代表管理者割合、●市民団体の女性代表管理者割合。

6 次期「統計基本計画」（平成 26～30 年）にジェンダー統計視角の徹底を。 11月のパブリックコメント募集に積極的に意見提出を

編集委員会

本ニュースレターの記事1の説明にあるように、わが国の統計活動の5カ年間の改善方向を具体的に示す統計の基本計画（「公的統計の整備に関する基本計画」）の第一次の期間が本年度に終わり、次期（平成 26～30 年度）計画の準備制定作業が、「平成 24 年度統計法施行状況」の審議とともに進められてきました。目下の予定では、10 月末から 11 月にかけて、統計委員会が諮問を受けて、素案を作成・発表し、パブリックコメントを募集し、これをふまえて、最終案に至り、年度内に閣議決定されることになっています。上にふれた「平成 24 年度統計法施行状況に関する審議結果」（10 月 9 日、<http://www5.cao.go.jp/statistics/report/report.html>）には、「施策展開に当たっての基本的な視点」の③の中にジェンダー統計が示され、審議の各項に「次期計画における取扱い及び基本的な考え方」があります。ジェンダー統計が基本的視点に示されているのは、前進と言えますが、この視点が計画全体により具体的に徹底しているかが問われるでしょう。各分野でジェンダー統計を利用されている方々が、パブリックコメントにあたって積極的に意見を提出することによって、計画全体がより優れたものになることが期待されます。

7 男女共同参画統計に関する行事など（2012 年 8 月～）

【行事等に関する情報を事務局にご連絡ください。編集委員会で検討の上掲載いたします】

月	日本	国際
2012年		
8	24-26 NWEC フォーラム（国立女性教育会館、男女共同参画統計ワークショップ）	22-24：国際生活時間学会第34回日本大会：島根
9	13-14：経済統計学会全国研究大会ジェンダー統計セッション（阪南大学）	
10		10-11：Regional Conference on Gender Statistics Toward inclusive Growth：バンコク、タイ
2013年		
1		31：第7回IAEG-GS
2		26-3.1：第44会期（2013年）国連統計委員会、ジェンダー統計に関する報告書
6	21：平成25年版男女共同参画白書を閣議決定・公表	
8	22-24 NWEC フォーラム（国立女性教育会館）	
9	13-14：経済統計学会全国研究大会ジェンダー統計セッション（静岡市産学交流センター）	
2014年		
		第5回世界ジェンダー統計フォーラム
3		19-21：UNECE Work Session on gender statistics

編集後記

今号は、男女共同参画局から男女共同参画統計をめぐる最新動向をご紹介いただき、神奈川県及び松山市からそれぞれの自治体の男女共同参画統計活動をご報告いただきました。MDGs後の開発計画論議や、政治的エンパワメント指標にかかわる「国会の女性議員割合」の状況についての研究論文も収録しております。

今号の記事あるいは本ニュースレターへのご意見やご感想をお待ちしております。

「NWEC 男女共同参画統計ニュースレター」No.13 2013.10.25

事務局 独立行政法人国立女性教育会館：

〒355-0292 埼玉県比企郡嵐山町菅谷728番地 E-mail infodiv@nwec.jp